

# 学則

## 第1章 総則

### 第1条(目的)

本学則は、ソーシャルインクルージョン・アカデミー(以下「本校」という。)の教育目的を達成し、学生の健全な育成及び教育活動の円滑な運営を図るために必要な基本事項を定めることを目的とする。

### 第2条(設置及び校長の権限)

1. 本校は、学校教育法第134条及び関係法令に基づき各種学校として設置される。
2. 校長は、本校の教育活動及び管理運営を総括し、学則及びこれに基づく諸規程の実施を統括する。
3. 教育課程の編成、学生の身分に関する決定その他教育上重要な事項は、教職員会の審議を経て決定し、校長はその結果を確認し、必要な措置を講ずる。
4. 校長は、教職員会の審議結果に基づき、本校運営に関する重要事項を決裁し、本校を代表して対外的な諸手続きを行う。

### 第3条(学生の身分)

1. 本校に入学を許可された者は学生としての身分を有する。
2. 学生は、本学則及びこれに基づく細則を遵守し、教育活動に誠実に参加しなければならない。
3. 学生の身分は、入学、休学、復学、退学、除籍その他の事由により変動する。

### 第4条(細則)

1. 本学則に定める事項のうち、運用に関して詳細を要するものは、別に細則として定める。
2. 細則は、教務部及び事務局が必要に応じて見直しを行い、校長の承認を得て改廃する。
3. 細則には、入学選考、成績評価、実習運営、学費、出席管理、学生指導、安全管理その他本校の運営に必要な事項を含む。

## 第2章 学年・学期・授業日数・学級数

### 第5条(学年及び修業年限)

1. 本校の学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2. 本校の修業年限は2年とする。
3. 在学期間は原則として2年とし、最長在学期間は4年とする。ただし、休学期間その他校長が特に認めた場合はこの限りでない。

### 第5条の2(課程の組織)

本校に設置する課程および学科は、次のとおりとする。

課程名:介護福祉士養成課程(2年課程)

学科名:介護福祉学科

課程区分:昼間

修業年限:2年

教育目的:介護福祉士として必要な知識及び技能を修得させ、利用者の尊厳を保持しつつ自立支援を行う専門職業人を育成する。

#### 第6条(学級数及び入学定員)

1. 本校の学級数は、1学年1学級とする。
2. 本校の入学定員は、1学年40名とする。
3. 校長は、教育上その他必要があると認める場合は、所定の手続きを経て学級数及び入学定員を変更することができる。

#### 第6条の2(収容定員)

本校の収容定員は次のとおりとする。

- 介護福祉学科 80名(1学年40名×2学年)  
全体収容定員 80名

#### 第7条(学期)

1. 本校の学期は、前期及び後期の二期とする。
2. 前期及び後期の期間は、教育課程及び年間計画に基づき、本校が定めるものとする。
3. 校長は、教育上又は運営上の必要がある場合、学期の区分又は期間を変更することができる。

#### 第8条(授業日数及び授業日)

1. 授業は、教育課程に基づき年間35週以上を確保して実施する。
2. 授業日は、教育課程及び時間割に基づき本校が定めるものとし、講義、演習及び実習を含む。
3. 校長は、教育上必要がある場合又は災害その他やむを得ない事由がある場合、授業日を変更し、又は補講その他の方法により授業日数を確保することができる。

#### 第9条(休業日)

1. 本校の休業日は、次のとおりとする。
  - 1) 原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日
  - 2) 夏季休業、冬季休業及び春季休業として、本校が定める一定期間
  - 3) その他、校長が必要と認めた日
2. 長期休業の期間及び休業日の詳細は、教育課程及び年間計画に基づき、校長が定めるものとする。

### 第3章 教育課程等

#### 第10条(教育課程及び授業時数)

1. 本校の教育課程及び各授業科目の授業時数・配当年次・単位数は、別表のとおりとする。
2. 教育課程の編成及び変更は、教職員会の審議を経て決定する。

#### 第11条(授業時間)

授業時間は、学校が定める時間割によるものとする。授業時間帯は、教育上または運営上の必要に応じて、校長が適宜定め、変更することができる。

#### 第12条(各授業科目の単位数)

1. 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により算定する。

- 1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める授業時数をもって1単位とする。
  - 2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める授業時数をもって1単位とする。
2. 前項の規定にかかわらず、学修成果を評価して単位を授与することが適当と認められる授業科目については、これらに必要な学修を考慮して単位数を定めることができる。

#### 第12条の2(実習の詳細)

1. 実習の実施方法、実習先の選定、実習中の指導体制、安全管理その他実習運営に関する事項は、実習細則で定める。
2. 実習細則は教職員会の審議を経て制定し、校長が承認する。

### 第4章 入学、退学、休学等

#### 第13条(入学時期)

本校の入学時期は、学年の始めとする。

#### 第14条(入学資格)

1. 本校への入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - 1) 高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
  - 2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
  - 3) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者
  - 4) その他、前各号に準ずる学力・能力を有すると校長が認めた者
2. 外国人留学生については、前項に加え、次の各号の要件を満たすものとする。
  - 1) 日本語能力試験(JLPT)N2程度以上又はこれと同等の日本語能力を有すること、又は日本語教育機関の課程を修了していること
  - 2) 在留資格「留学」を取得できる見込みがあること
  - 3) 経費支弁能力を証明できること
  - 4) その他、本校が留学生の受入れに必要と認める要件を満たすこと
3. 入学資格の詳細は、入学選考細則で定める。

#### 第15条(入学手続)

1. 本校に入学しようとする者は、本校所定の入学願書に必要事項を記載し、本校の定める必要書類及び入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
2. 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
3. 本校に入学を許可された者は、入学金を納付し、所定の入学手続きを完了しなければならない。
4. 入学検定料、入学金その他の納付金の種類及び金額は、別に定める学費規程による。

#### 第16条(退学)

1. 退学しようとする者は、その事由を記載した退学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。
2. 日本人学生については、前項の願出書に保証人の連署を要する。

#### 第17条(再入学)

退学願により退学した者が再入学を希望するときは、校長が、特別の理由があると認めた場合に限り、これを許可することができる。

#### 第18条(休学)

1. 病気又はやむを得ない事由により3か月以上休学しようとする者は、その事由を記載した休学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。
2. 日本人学生については、前項の休学願に保証人の連署を要する。
3. 病気による休学の場合は、医師の診断書を添えなければならない。
4. 休学期間は3か月以上1年以内とする。
5. 休学期間の延長を希望する場合は、改めて校長の許可を得なければならない。
6. 休学期間は通算2年を超えることができない。

#### 第19条(復学)

1. 休学中の者が復学を希望するときは、その理由を記載した復学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。
2. 日本人学生については、前項の復学願に保証人の連署を要する。
3. 病気による休学の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

#### 第20条(転学)

転学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

#### 第21条(出席停止)

1. 校長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他感染症に関する法令に定める感染症にかかり、又はそのおそれのある学生に対して、出席停止を命ずることができる。
2. 校長は、学生の行動又は健康状態が他の学生の安全及び学習環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると認める場合、(例えば、暴力行為、著しい迷惑行為、精神的・身体的状態により授業参加が困難な場合等)必要な期間、出席停止を命ずることができる。

#### 第21条の2(出席停止と懲戒との区別)

1. 出席停止は、学生の健康状態又は行動が他の学生の安全及び学習環境に影響を及ぼすおそれがある場合に、校長が必要と認めて行う一時的かつ予防的な措置とする。
2. 出席停止は懲戒処分ではなく、学生の責任を問うものではない。
3. 懲戒による停学は、学生の行為に対する処分として行うものであり、出席停止とは目的及び性質を異にする。
4. 出席停止の期間は、必要最小限とし、状況が改善したと認められる場合は速やかに解除する。

#### 第22条(除籍)

校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学生を除籍することができる。

- 1) 最長在学期間を超えた者
- 2) 所定の休学期間を超えてなお修学できない者
- 3) 長期にわたり行方不明の者
- 4) 正当な理由なく所定の期日までに授業料その他在籍に必要な納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 5) 重大な規律違反を犯し、懲戒細則に基づき退学処分とされた者

### 第5章 成績評価、課程の修了及び卒業

#### 第23条(成績評価)

1. 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、平素の成績又はレポートの評価をもって試験に代えることができる。
2. 試験の受験資格は、各科目の授業時間数の3分の2以上出席した者に与えられる。ただし、介護実習については、各科目の授業時間数の5分の4以上の出席を要する。
3. 授業科目の単位数は、第10条に定める別表のとおりとする。
4. 授業科目の成績評価は、S、A、B、C、Dの5段階で表し、C以上を合格、Dを不合格とする。
5. 成績評価の詳細な方法及び手続は、成績評価細則で定める。
6. 成績評価細則は教職員会の審議を経て制定し、校長が承認する。

#### 第24条(卒業及び課程の修了の認定)

1. 校長は、前条に定める授業科目の成績評価に基づいて、卒業及び課程の修了の認定を行う。
2. 卒業及び課程の修了の認定に必要な修得単位数は、108単位以上とする。

#### 第25条(卒業証書の授与)

校長は、所定の全課程を修了したと認めた者に対し、修了した課程の名称及び修業年限を記載した卒業証書を授与する。

### 第6章 教職員組織

#### 第26条(教職員)

1. 本校に次の教職員を置く。
  - 1) 校長 1名
  - 2) 専任教員 3名以上
  - 3) 事務職員 1名以上

#### 第27条(教職員会)

1. 教学に関する重要な事項を審議するため、本校に教職員会を置く。
2. 教職員会は、校長、専任教員及び事務職員をもって構成し、必要に応じその他の教職員を加えることができる。
3. 教職員会は、次の事項について審議し、決定する。
  - 1) 教育課程の編成及び変更に関すること
  - 2) 学生の入学、休学、復学、退学及び除籍に関すること
  - 3) 試験、成績評価及び卒業認定に関すること
  - 4) 学生の賞罰に関すること
  - 5) 教学に関する規程の制定及び改廃に関すること
  - 6) その他教育上重要な事項
4. 校長は、教職員会の審議結果を確認し、必要な措置を講じるとともに、本校運営に関する重要事項について決裁する。

### 第7章 賞罰

#### 第28条(表彰)

校長は、学業、人物その他について優秀な学生を表彰することができる。

#### 第29条(懲戒)

1. 教育上必要があると認める場合、校長は、教職員会の審議を経て学生を懲戒することができる。
2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。
  - 1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - 2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - 3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
  - 4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第8章 授業料、入学検定料及び入学金

### 第30条(納付金)

1. 本校に入学を許可された者は、別表6に定める納付金を納めなければならない。
2. 納付金の納付時期、分納、延納及び返還その他の取扱いについては、学費規程で定める。

## 第9章 自己点検・自己評価

### 第31条(自己点検・自己評価)

1. 本校は、教育活動及び学校運営の状況について、定期的に自己点検・自己評価を行う。
2. 自己点検・自己評価の結果は、教育の質の向上及び学校運営の改善に活用する。
3. 自己点検・自己評価の結果は、必要に応じて公表する。
4. 自己点検・自己評価の実施方法及び手続きは、別に定める細則による。

## 第10章 施設

### 第32条(寄宿舎)

本校は寄宿舎を設置しない。